

周防大島町告示第58号

平成19年第2回周防大島町議会臨時会を次のとおり招集する

平成19年4月20日

周防大島町長 中本 富夫

1 期 日 平成19年4月27日

2 場 所 大島庁舎議場

開会日に応招した議員

安本 貞敏君

土手 正喜君

荒川 政義君

杉山 藤雄君

田村 三郎君

平村 真成君

松井 岑雄君

魚原 満晴君

木村 潔君

平川 敏郎君

尾元 武君

新山 玄雄君

伊東 梅芳君

平野 和生君

浜戸 信充君

神岡 光人君

伊藤 秀行君

魚谷 洋一君

広田 清晴君

富田 安英君

中本 博明君

田中隆太郎君

久保 雅己君

応招しなかった議員

小田 貞利君

平成19年 第2回(臨時)周防大島町議会会議録(第1日)

平成19年4月27日(金曜日)

議事日程(第1号)

平成19年4月27日 午前9時30分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案説明
- 日程第4 報告第1号 専決処分の報告について(変更契約・法180条関係「平成18年度特定環境保全公共下水道事業管路施設工事(西中2工区)」)
- 日程第5 議案第1号 平成19年度周防大島町公営企業局企業会計補正予算(第1号)
- 日程第6 議案第2号 専決処分の承認を求めることについて(平成18年度周防大島町一般会計補正予算(第7号))
- 日程第7 議案第3号 専決処分の承認を求めることについて(平成18年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算(第6号))
- 日程第8 議案第4号 専決処分の承認を求めることについて(周防大島町税条例の一部改正)
- 日程第9 議案第5号 専決処分の承認を求めることについて(周防大島町国民健康保険税条例の一部改正)
- 日程第10 議案第6号 平成18年度油田地区広域漁港整備工事の請負変更契約の締結について
- 日程第11 議案第7号 平成18年度白木地区広域漁港整備工事第2工区の請負変更契約の締結について
- 日程第12 議案第8号 動産の買入れについて

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案説明
- 日程第4 報告第1号 専決処分の報告について(変更契約・法180条関係「平成18年度特定環境保全公共下水道事業管路施設工事(西中2工区)」)
- 日程第5 議案第1号 平成19年度周防大島町公営企業局企業会計補正予算(第1号)

- 日程第6 議案第2号 専決処分の承認を求めることについて（平成18年度周防大島町一般会計補正予算（第7号））
- 日程第7 議案第3号 専決処分の承認を求めることについて（平成18年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算（第6号））
- 日程第8 議案第4号 専決処分の承認を求めることについて（周防大島町税条例の一部改正）
- 日程第9 議案第5号 専決処分の承認を求めることについて（周防大島町国民健康保険税条例の一部改正）
- 日程第10 議案第6号 平成18年度油田地区広域漁港整備工事の請負変更契約の締結について
- 日程第11 議案第7号 平成18年度白木地区広域漁港整備工事第2工区の請負変更契約の締結について
- 日程第12 議案第8号 動産の買入れについて

出席議員（23名）

- | | | | |
|-----|--------|-----|--------|
| 1番 | 安本 貞敏君 | 2番 | 伊東 梅芳君 |
| 3番 | 土手 正喜君 | 4番 | 平野 和生君 |
| 5番 | 荒川 政義君 | 6番 | 浜戸 信充君 |
| 7番 | 杉山 藤雄君 | 8番 | 神岡 光人君 |
| 9番 | 田村 三郎君 | 10番 | 伊藤 秀行君 |
| 12番 | 平村 真成君 | 13番 | 魚谷 洋一君 |
| 14番 | 松井 岑雄君 | 16番 | 広田 清晴君 |
| 17番 | 魚原 満晴君 | 18番 | 富田 安英君 |
| 19番 | 木村 潔君 | 20番 | 中本 博明君 |
| 21番 | 平川 敏郎君 | 22番 | 田中隆太郎君 |
| 24番 | 尾元 武君 | 25番 | 久保 雅己君 |
| 26番 | 新山 玄雄君 | | |

欠席議員（1名）

- 23番 小田 貞利君

欠 員（2名）

事務局出席職員職氏名

事務局長 坂本 薫君 議事課長 木元 真琴君
書 記 河井 敏博君 書 記 平田富久代君
書 記 藤本万亀子君

説明のため出席した者の職氏名

町長	中本 富夫君	副町長	椎木 巧君
会計管理者兼会計課長			北杉 憲昌君
教育長	平田 武君	公営企業管理者	川田 昌満君
総務部長	村田 雅典君	総務課長	吉田 芳春君
政策企画課長	中野 守雄君	財政課長	奈良元正昭君
健康福祉部長	馬野 正文君	産業建設部長	岡村 春雄君
環境生活部長	村田 章文君	税務課長	橋本 澄夫君
契約監理課長	平田 好男君	久賀総合支所長	野口 菊義君
大島総合支所長	山本 治君	東和総合支所長	鍵本 一和君
橘総合支所長	浜中 清孝君	教育次長	布村 和男君
公営企業局総務部長 ...	河村 常和君	公営企業局財政課長 ...	村岡 宏章君

午前9時30分開会

事務局長（坂本 薫君） 御起立願います。一同、礼。おはようございます。

議長（新山 玄雄君） 改めておはようございます。本日は御出席いただきまして、ありがとうございます。ただいまから平成19年第2回周防大島町議会臨時会を開会いたします。

小田貞利議員から欠席の通告を受けております。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布してあるとおりです。

日程第1．会議録署名議員の指名

議長（新山 玄雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の署名議員は、会議規則第120条の規定により、22番、田中隆太郎議員、24番、尾元武議員を指名いたします。

日程第2．会期の決定

議長（新山 玄雄君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日限りといたしたいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 御異議なしと認めます。よって、本日1日限りとすることに決しました。

日程第3 議案説明

議長（新山 玄雄君） 日程第3、議案の説明に入ります。

町長より議案の説明を求めます。中本町長。

町長（中本 富夫君） おはようございます。平成19年第2回周防大島町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては御多忙の折にもかかわらず御参集を賜り、まことにありがたく、厚くお礼を申し上げます。

それでは、本日提案しております議案につきまして提案理由の説明を申し上げます。

報告第1号は、専決処分の報告であります。

議会の委任による専決処分の指定の範囲内における工事請負変更契約を、専決処分により締結をいたしましたので報告するものであります。

議案第1号は、周防大島町公営企業局企業会計補正予算（第1号）についてであります。

検査機器の故障等によりまして急遽補正をお願いするもので、資本的収入の既決予定額に1,620万円を加えまして総額を14億5,690万円、資本的支出については、既決予定額に1,783万5,000円を加え総額を24億4,038万5,000円とするものでございます。

次に、議案第2号から議案第5号までの専決処分は、承認を求める議案については、地方自治法第179条第1項の特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めたので、議案書のとおり専決処分を行い、これを報告をし、承認を求めるものでございます。

議案第2号は、平成18年度周防大島町一般会計補正予算（第7号）についてであります。

地方債の決定と事業の進捗に伴う調整を行った結果、既定の歳入歳出総額からそれぞれ667万7,000円を減額し、歳入歳出総額を159億462万8,000円と定めることとして、専決処分書のとおり処分させていただきました。

議案第3号は、平成18年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算（第6号）についてであります。

地方債の決定と事業の進捗に伴う調整を行った結果、既定の歳入歳出総額からそれぞれ240万円を減額し、歳入歳出総額を4億8,074万8,000円と定めることとして、専決処

分書のとおり処分させていただきました。

議案第4号は、周防大島町税条例の一部改正についてであります。

地方税法の一部改正が3月23日に、関連する政令並びに省令が3月31日に公布され、4月1日から施行されることに伴い、専決処分書のとおり処分をさせていただきました。

議案第5号は、周防大島町国民健康保険税条例の一部改正についてであります。

議案第4号と同様に地方税法の一部改正が行われ、4月1日から施行されることに伴い、専決処分書のとおり処分させていただきました。

議案第6号は、平成18年度油田地区広域漁港整備工事の請負変更契約の締結についてであります。

この工事はユタカ工業株式会社と契約をし、工事を進めておりますが、このたび施工方法の変更によりまして原契約を増額し、工事請負変更契約を締結するため、議会の議決をお願いするものであります。

議案第7号は、平成18年度白木地区広域漁港整備工事第2工区の請負変更契約の締結についてであります。

この工事は白木産業株式会社と契約をし、工事を進めておりますが、このたび施工方法の変更により原契約を増額し、工事請負変更契約を締結するため、議会の議決をお願いするものでございます。

議案第8号は、動産の買入れについてであります。

スクールバス白木線運行のためのマイクロバスの買入れについて、指名競争入札の結果、周防大島町大字森の山下モーターズが落札いたしましたので、この業者と物品売買契約の締結をするため、議会の議決をお願いするものでございます。

以上、概要につきまして御説明をいたしました。詳しくは提案の都度、私なり関係参与が御説明を申し上げますので、何とぞ慎重な御審議をいただきまして、御議決を賜りますよう、よろしくお願いをいたしまして終わります。

議長（新山 玄雄君） 以上で議案の説明を終わります。

日程第4．報告第1号

議長（新山 玄雄君） 日程第4、報告第1号専決処分の報告について、執行部の報告を求めます。村田総務部長。

総務部長（村田 雅典君） それでは、報告第1号平成18年度特定環境保全公共下水道事業管路施設工事（西中2工区）の請負変更契約の締結について、補足説明をいたします。

西安下庄地区の管路敷設工事を開削工法によりまして施工を行い、現地精査をしたところ管

敷設延長、マンホールの数、舗装面積等の変更があり、また、一部路線におきまして水道管が支障となったために水道管の仮設工を追加したため、原契約に456万4,350円を増額いたしました。5,496万4,350円とする請負変更契約を、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、指定された専決処分事項により専決処分を行いましたので、これを報告するものであります。

議長（新山 玄雄君） 以上で執行部の報告を終了します。

日程第5・議案第1号

議長（新山 玄雄君） 日程第5、議案第1号平成19年度周防大島町公営企業局企業会計補正予算（第1号）を上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。川田企業管理者。

公営企業管理者（川田 昌満君） 議案第1号平成19年度周防大島町公営企業局企業会計補正予算（第1号）の補足説明を申し上げます。

お手元の平成19年度周防大島町公営企業局補正予算書の1ページをごらんいただきたいと思っております。

この予算は、故障に伴いまして、東和病院に多項目血球分析装置を利用者増額に伴いまして訪問看護ステーション、橋、大島おのおのに訪問看護車を整備するものであります。

なお、この整備に伴いまして、当年度純利益は6ページの平成19年度周防大島町公営企業局事業予定貸借対照表のとおり3,835万1,000円の赤字を見込んでおります。

以上が、平成19年度周防大島町公営企業局企業会計補正予算（第1号）の内容でございます。どうかよろしく御審議いただき、御議決賜りますようお願い申し上げます。補足説明を終わらせていただきます。

議長（新山 玄雄君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） まず第1点は、今管理者の方から言われた、いわゆる橋、いわゆる老健施設等に対する補正ということですが、実際的に業務量の変更、また、それに伴ういわゆる要因変更等は、いわゆる3月当初の見込みよりどういう方向になっておるのか、聞いておきたいというふうに思います。あれば聞いておきたいと思っております。それが1件です。

それと、当初予算論議のときになかった、いわゆる新たな、いわゆる重要な取得する資産ということで新たに購入ということになりますが、故障ということですが、実際的にいつごろ購入したものが、いわゆるそういう故障ということになっているのか、聞いておきたい。故障に伴い新たに取得すると、一つは破棄し、今までの分は破棄し、いわゆる取得するという格好にな

と思うんですが、実際的には何年ごろ購入した部分になっているのかというのが2つ目です。

それと、3つ目で、企業長は貸借対照表のとおりになっておりますということなんですが、実際に3月の新年度論議で行った貸借対照表とかなり変更があるというふうに見ております。例えば、有形固定資産のうちの機械備品減価償却分に係る部分の分の変更、それに伴う有形固定資産合計も当然変更になろうし、実際的にそれぞれ補正されてると思うんです。

それで、流動部分についても、現金、預金も当然補正されているのではないかというふうに思われますが、実際的にも変更されちよるのではないかと思うんです。その変更部分だけでも、例えば、いわゆる金額的な報告はやっぱりきちっと議会の側に報告を求めたいというふうに思います。当然それぞれ変更されておりますし、また、当年度純利益も先ほど言われたようにマイナスの増という補正になっと思うんで、実際的にいわゆる補正されたところについてはまず報告を求めたいというふうに思います。

議長（新山 玄雄君） 河村企業局総務部長。

公営企業局総務部長（河村 常和君） 1点目の訪問看護ステーションの業務量ですが、1名、2名程度の業務の増大ということでございます。当初訪問看護ステーションの方は2.5名の体制ということで、一看護ステーションの設置が許可されますので2.5名ということで考えておりましたが、大島地区の状況を見るに当たりもう一名、本庁より派遣いただきまして4名の体制で今訪問看護ステーションおおしまをさせていただいております。4名で譲り受けた車が3台ということで、1名この近辺を今自転車歩いております。これから雨の季節、その他もありますので、自転車での訪問というのはなかなか難しいところがございますので、その辺及び橋の方でふえましたのも業務量等の先の方ということでありますので、そういったところを橋にカバーさせる。今までは橋の方では橋病院での病院の方の車を1台借りておりました。やはり4名体制で3台の車ということで、どちらも1台ずつ、この時期に急遽取得させていただくということをお願いを出したものであります。

議長（新山 玄雄君） 村岡企業局財政課長。

公営企業局財政課長（村岡 宏章君） 先ほどの東和病院の新たに購入する、更新する機械でございますが、約9年使用しております。電子部品が多いものですから、その補修に高額なお金もかかりますし、新たな機械を購入した方が有利であろうということで、今回追加で補正をさせていただいております。

それと、先ほど言われました貸借対照表上のどこが変化があったかということになりますが、（発言する者あり）はい。まず、機械備品が1,620万円ふえております。有形固定資産の機械器具のところ、先ほど言いました多項目血球計数措置分が上がっております。それと、車両部分が2台で、その部分も上がっております。減価償却は、当年度はございません。それに伴う

増加はございません。来年以降にふえてまいります。

今度1番、6ページの方の貸借対照表、当年度純利益というところの中が2台の車両と医療機器購入に伴います消費税部分が費用としてふえますので、その部分がふえております。

以上でございます。

議長（新山 玄雄君） はい、いいですか。ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。議案第1号平成19年度周防大島町公営企業局企業会計補正予算（第1号）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6．議案第2号

議長（新山 玄雄君） 日程第6、議案第2号平成18年度周防大島町一般会計補正予算（第7号）の専決処分の承認を求めることについてを上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。村田総務部長。

総務部長（村田 雅典君） 議案第2号専決処分の承認を求めることにつきまして、補足説明をいたします。

平成18年度周防大島町一般会計補正予算（第7号）について、地方自治法第179条第1項の規定により、議会を招集する時間的余裕がないと認められましたので、平成19年3月31日をもって専決処分を行いましたので、同条第3項の規定によりまして、これを報告し、承認を求めるものであります。

別冊の議案つづり、5ページをお願いいたします。

今回の専決処分は、地方債の最終決定に伴いまして、第1条に定めるとおり、既定の歳入歳出予算から667万7,000円を減額し、予算の総額を159億462万8,000円とし、第2条により地方債の補正を行い、財源の調整を行ったものであります。

13ページをお開き願います。

歳入の17款繰入金は、財政調整基金から562万3,000円を繰り入れての財源調整であ

ります。

20款の町債は、2目土木債では、急傾斜地崩壊対策事業及び港湾事業における県事業負担金におきまして調整の結果、起債対象外の負担金が生じたので、これを減額するとともに、3目の過疎対策事業債では、町道上浜線新設改良事業において用地交渉の不調により事業実施が困難となった部分について歳出を減額し、減額調整を行ったものであります。

14ページをお開き願います。

歳出では、7款土木費2項道路橋梁費3目道路新設改良費におきまして、歳入で御説明いたしましたとおり、町道上浜線新設改良事業において用地交渉の不調により事業実施が困難となったため、工事請負費、土地購入費等を減額するものであります。

以上が、議案第2号の概要でございます。何とぞ慎重御審議の上、御議決いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議長（新山 玄雄君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 今補足説明を聞いておると、実際的には土木費の変動については、町道道路新設改良費のうち上浜線について、いわゆる土地の、いわゆる取得ができなかったということであります。それで、地権者との話し合いがつかなかったのが原因ということですが、実際的に新たにいわゆる購入しようとした部分、上浜線のうちの部分なのか、ちょっとわかる範囲できちっと報告を求めたいというふうに思います。それに伴ういろんな内容ということとらえてよいのかどうか。

以上、2点についてどの部分なのか、実際的に答えていただきたいというふうに思います。

議長（新山 玄雄君） 岡村産業建設部長。

産業建設部長（岡村 春雄君） 今回用地交渉の不調によって工事も伴っておりますが、工事請負費395万1,000円の減額と公有財産の購入費229万4,000円等々でございますが、これにつきましては上浜線の明新橋側の交差点部分がありますが、その箇所でございます。

議長（新山 玄雄君） 広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） どういう形の中で上浜線全体を改良していくかという点については、それぞれ考え方があろうかというふうに思いますが、実際的に今あの地域の皆さん方がいわゆる要求しているのは、一つは、道路新設改良といわゆる緊急時における排水、これが主な要求であります。そういう中で、エビ側の土地については購入しちよるというふうに思います。実際的にですね。

それで、実際的に今困っとるんが、いわゆる住宅と隣接するエビ側ちゅうて、通称エビ側って言うたらいけんのんですが、そういう部分が一日も早く改善してほしいという部分がいわゆる要

求として出されて、この線のいわゆる改良の流れになったと、そして、予算計上になったというふうに見ておりますが、実際的にあちらからやるということになると、住民要求から見たら、いわゆるかなり後の部分になるわけよね、流れ的には。

そして、もう一つ問題点は、いわゆるあちら、いわゆる隣接部分、いわゆるエビと隣接部分が進まない部分について今日まで執行部が言ってきたのは、もう一点は、いわゆる弱い、いわゆる路盤が弱いとか、いろんな言い方してきたんですが、実際的には工事が進んでないというのが実態なんよね。

それで、あの部分についてはやっぱりきちっと本来なら早い時期に改善されてなけりゃいけん部分ちゅうふうに見ちよるんですが、実際的にあの部分は全く進まない。ここ2年ほど進んでないんじゃないかというふうに思われますが、実際どうなってるのか、ちょっと報告を求めたいというふうに思います。

議長（新山 玄雄君） 岡村産業建設部長。

産業建設部長（岡村 春雄君） 上浜線の工事につきましては、明新橋側の交差点部分側からの施工と小松開作側からの施工と両方から攻めておりました。ただいま補正しております交差点部分の工事でございますが、この用地交渉の不調によるものともう一方側の工事の進捗は、これは影響がない、関連がない部分でございます。先ほど広田議員さんの方から申されましたように、進捗がかなりおくれております。と申しますのは、前回の議会でも少し御説明いたしましたが、当初エビ側の道路部分につきましては地質がかなり軟弱でございました。その部分につきましては県道のバイパスの地質調査部分を参考にして想定しておりましたけれども、実際に地質調査を行いました結果、かなり悪い部分が出てまいりましたので、それを現在、地質調査をもとに解析をいたしまして、工事の工法がどのような工法でいけばいいかということで、測量設計をし直したところでございます。それによって少し工事がおくれておまして、はっきり金額はちょっと覚えておりませんが、当初予算ではたしか工事費が1億円余り議決をいただきましたけれども、実際には18年度で半額程度に総額はなっております。

ただ、最終的には過疎債を適用させていただいておりますので、最後の完成年度についてはおくれがないように実施していこうというふうには思っております。

以上でございます。

議長（新山 玄雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。議案第2号平成18年度周防大島町一般会計補正予算（第7号）の専決処分の承認を求めることについて、原案のとおり承認することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立多数であります。よって、本案は承認することに決定しました。

日程第7・議案第3号

議長（新山 玄雄君） 日程第7、議案第3号平成18年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算（第6号）の専決処分の承認を求めることについてを上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。村田総務部長。

総務部長（村田 雅典君） それでは、議案第3号専決処分の承認を求めることにつきまして、補足説明をいたします。

平成18年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算（第6号）につきましては、地方自治法第179条第1項の規定によりまして、平成19年3月31日をもって専決処分を行いましたので、同条第3項の規定によりまして、これを報告し、承認を求めます。

別冊の議案つづり、19ページをお開き願います。

今回の専決処分は、地方債の最終決定に伴い、第1条に定めるとおり、既定の歳入歳出予算から240万円を減額し、予算の総額を4億8,074万8,000円とし、第2条によりまして地方債の補正を行い、財源の調整を行ったものであります。

27ページをお開き願います。

歳入におきまして下水道事業債、過疎対策事業債をそれぞれ120万円減額いたしました。

最後のページ、28ページでございますが、歳出におきまして、1款公共下水費2項事業費2目公共下水事業費におきまして、単独事業費分240万円を減額いたしました。

以上が、議案第3号の概要でございます。何とぞ慎重御審議いただきまして、御議決いただきますよう、よろしくお願いたします。

議長（新山 玄雄君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。議案第3号平成18年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算（第6号）の専決処分の承認を求めることについて、原案のとおり承認することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立多数であります。よって、本案は承認することに決定いたしました。

日程第8・議案第4号

議長（新山 玄雄君） 日程第8、議案第4号周防大島町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについてを上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。椎木副町長。

副町長（椎木 巧君） それでは、議案第4号専決処分の承認を求めることにつきまして、補足説明を申し上げます。

本案は、地方税法及び所得税法の一部を改正する法律等が3月23日に参議院で可決成立し、また、これに伴いまして地方税法施行令等の一部を改正する政令が3月31日に公布され、これらの法律等が4月1日から施行されることとなりました。これに伴いまして周防大島町税条例の一部改正を必要といたしますが、法律及び政省令の施行日が4月1日であり、地方自治法第179条第1項の特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるときに該当するため、専決処分をいたしたもので、ここに報告をし、承認をお願いするものでございます。

それでは、改正の主な点につきまして御説明をさせていただきます。

参考資料により説明させていただきたいと思っておりますので、8ページをお開き願います。

周防大島町税条例の新旧対照表でございます。

第23条につきましては、地方税法第294条の規定を受けて、市町村税の納税義務者について規定したものであり、法人課税信託の受託者は、法人課税信託の信託資産等と当該受託者の固有資産等ごとに、それぞれ別の者とみなして個人住民税に係る規定が適用されることから、法人課税信託の引き受けを行うことにより、法人税を課税される個人についても、課税の適正、公平を図るため、新たに法人町民税の法人税割を課することとするものであります。

第31条は、単なる字句の調整でございます。

10ページの第95条でございますが、市町村たばこ税の税率を規定したものであります。現行1,000本当たり「3,064円」と規定されておりますが、附則第16条の2、たばこ税の税率の特例でございますが、これによりましてその税率の特例で1,000本につき「3,298円」

とされているところでございます。これについて特例税率を廃止し、同税率を本則税率とするものでございます。したがって、本改正による実質的な増減収額は生じないものでございます。

第131条は、租税特別措置法の条ずれに伴う改正によるものでございます。

次に、附則の改正でございますが、本町にかかわる主なものは第10条の2、新築住宅に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告について規定したものでございます。

13ページ、第16条の2でございますが、先ほど御説明いたしましたとおりでございます。

14ページ、第19条の3につきましては、上場株式等の譲渡益や配当収益分配金については、他の金融取得に比較して、優遇された税率が適用されているところであり、軽減措置は5年間の措置でありましたが、これにより6年間の措置が保障されたことになったところでございます。

次に、本改正条例の附則でございますが、7ページに返っていただきまして、第1条、施行期日でございますが、「平成19年4月1日から施行する。」といたしております。「ただし次の各号に掲げるものについては、当該各号に定める日から施行する。」といたしております。

第2条、町民税に関する経過措置についてでございますが、「改正後の周防大島町税条例（以下「新条例」という。）」、これにつきましては、第20条の5第1項の規定は同項に規定する所得割の納税義務者が平成19年4月1日以降に支払う、または控除される同項に規定する保険料について適用するものでございます。

第3条では、固定資産税に関する経過措置でございますが、新条例の規定中、「固定資産税に関する部分は、平成19年度以降の年度分の固定資産税について適用し、平成18年度分までの固定資産税についてはなお従前の例による。」といたしております。

以上がその内容でございます。補足説明を終わりますが、何とぞ慎重なる御審議の上、御承認を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

議長（新山 玄雄君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 一つは、上場株式等を譲渡した場合の株式等にかかわる譲渡所得にかかわる町民税の課税の特例ということで、1年間延長ということを言われました。その中で、実際的にこの部分は、私は、いわゆる大金持ち優遇税制の部分というふうに見ております。一体周防大島町として、この影響についてはどのように見てるのか、まず聞きたいというふうに思います。

議長（新山 玄雄君） 橋本税務課長。

税務課長（橋本 澄夫君） 上場株式につきましては、所得で15%、個人住民税5%、20%の基本税率でございますが、これを10%ということで、所得税が7%、住民税が3%となって

おります。それで、これは期間の延長にかかわることございまして、これらの課税の対象者または課税額等につきましては、現在のところ特別に把握はしておりません。後ほど答えさせていただきます。

議長（新山 玄雄君） 広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 今回地方税法の改正で、いろんな部分が影響が出るというふうを考えております。住民税にかかわる部分、結果的にかかわる部分として、若干つかんでる範囲で結構ですから聞いておきたいというふうに思いますが、いわゆる減価償却にかかわる部分の変更も当然、いわゆる所得税だけではなくに住民税に影響が出てくるんじゃないか、いわゆるそれまで減価償却期間内に95%が最大限であったものが100%に変更する、そのことによる影響等はあるのかわからないのか、また、実際的に固定資産税の見直し部分として、例えば、いわゆる高齢者世帯が実際的に家をいわゆる若干直すと、バリアフリー化するというときに対する固定資産税に対するいわゆる減免部分、これはどういう影響があるのか。

また、実際的な中身で、今の証券優遇税制については若干資料がないということなんですが、その辺についての影響等については、実際的にはどういうふうにとらえているのか、税務課から見たらどういうふうにとらえているのか、また、町長はどういうふうに見ておられるのか、わかる範囲でいいですから、答弁を求めたいというふうに思います。

議長（新山 玄雄君） 橋本税務課長。

税務課長（橋本 澄夫君） 減価償却の変更が法人税法等ございました。

しかし、これにつきましては償却資産にかかわるものは見送られておるところでございます。250%償却等ございますけれども、減価償却資産の対応につきましては影響が大きいということで、今回従来どおりの措置となっております。

それから、バリアフリーにつきましては、附則第10条の2の第6項を新たに新設されたわけでございますが、この工事をした人は3カ月以内に市町村長に申告しなければならないということでございます。それから、必要な書類としましては対象者が65歳以上であること、要介護認定または要支援を受けていること、障害者であることを示す各種の手帳の写し、申告の日に居住していることを確認できる住民票、工事内容や金額を示す工事明細書や写真等でございます。

それで、この特例につきましては19年1月1日に存在している住宅を改修をした場合ということでございます。工事が行われた年の翌年の1月1日を賦課期日とする年度の家屋に対する固定資産税を3分の1減額するというものでございます。床面積が100平方メートルを超える場合には100平方メートルまで対象とするということになっております。具体的な改修としましては、平成19年4月1日から平成22年3月31日までの間に行われる改修工事で、工事の内容決まっております。廊下の拡幅、階段の勾配の緩和、浴室、トイレの改修、手すりの設置、屋

内の段差の解消、ドアの引き戸への取りかえ、床材の滑りどめ、これらが限定されておるところでございます。それから、自治体からの補助金や介護保険からの給付等を除く工事費の合計額が30万円以上の場合であるというふうなことになっております。

以上でございます。

議長（新山 玄雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 今回の地方税法の改正について、いわゆる反対の立場から討論しておきたいというふうに思います。

執行部の皆さん、議員の皆さん方も多くの中で、国が決めたんだから、それをいわゆる行政が執行するのは当たり前なんだという観点がかなり根強いというふうに思います。

しかし、御承知のように、実際的に今政府においても格差の是正、言葉を使うにせよ使わんにせよ、いわゆる格差の是正は必要なものだという認識は広がっているのは実態ではないかというふうに思います。

そういう中で、税法上の部分で、実際的にどうなのかという部分であります。先ほど町内の株式譲渡、いわゆる所得税、住民税のいわゆる部分について町内の影響はどうか、どういうふうに見てるかという質疑をしましたが、実際的にどういう状況かといえば一応国税庁のデータ2004年版を見ますと、大体いわゆる申告されている方が20万人弱おられます。

そういう中で、実際譲渡所得者で大体大きな6割を占める、いわゆる5,000万円以上の大金持ち部分が実際的には1人当たり1,155万円のいわゆる減税になっておるという状況なんです。これがまず制度の特徴だということを、まず明らかにしたいというふうに思います。

それとあわせて実際的にこの間増加、いわゆる今までこの2年間地方税法の改正に基づく、いわゆる議論をしてきた中で、実際的に町民の方は増加というた、実際的には負担増がいわゆる雪だるま式という状況なんです。大金持ちや大企業にいわゆる減税の、いわゆる特典を残しながら住民、いわゆる給与をもって事業を営む実際的な末端の住民の方は、いわゆる負担増、今までの答弁で明らかなように周防大島町民で2億円余りの増という格好になっております。こういう地方税法の改正が実際的には格差の増大になつとるという状況なんです。例えば、実際的にもっと詳しく言うちょきますと、例えば、この小泉改革の中で、いわゆるかなりの負担増が出とることは確かです。それで、政府は金がない、交付税削る、という言い方をします。

しかし、一つ具体例を挙げときますと、実は御承知のように大手6銀行、実態はどうかといえ、大体ことし最終利益で2兆9,600億円のいわゆる利益見通しという状況です。本来なら

税額で8,800億円負担せんにゃいけんわけです。しかし、所得税で見ればゼロという状況なんです。ここに格差の中身があるんだということを明らかにしちよきたいというふうに思います。

また、何でそういう仕掛けができるかといえば、いわゆる法人にかかわる連結納税、これが一つです。それと、IT投資減税、これが一つ、そして、もう一つは、欠損金の繰り延べ期間の延長、これらによって実際的に富のあるところからは取らずに、富のないところから取る地方税法の改正になって、積み重ねになつるとする点を明らかにして、決して国がやるから、だから、しようがないという水準で物を見ると、地方は大変なことになるということを明らかにして、反対討論としたいと思います。

以上です。

議長（新山 玄雄君） 次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） ないようでありますので、討論を終結します。

これより採決を行います。起立による採決を行います。議案第4号周防大島町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて、原案のとおり承認することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立多数であります。よって、本案は承認することに決定いたしました。

日程第9・議案第5号

議長（新山 玄雄君） 日程第9、議案第5号周防大島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについてを上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。椎木副町長。

副町長（椎木 巧君） 議案第5号専決処分の承認を求めることにつきまして、補足説明を申し上げます。

本案は、先ほどの周防大島町税条例と同様に専決処分をいたしましたもので、ここに報告をいたし、承認をお願いするものでございますが、地方税法等の改正に伴いまして周防大島町国民健康保険税条例におきましても、所要の規定の整備を行うものでございます。

新旧対照表により御説明をいたしますので、20ページをお願いいたします。

第2条は、国民健康保険税の個々の納税義務者に対する課税額の算定方法及び課税限度額を規定したものであります。第2項において、国民健康保険税の納税義務者に対する課税額は、所得

割額、資産割額、被保険者等均等割額及び世帯別平等割額の合算額であります。この場合の基礎課税額、いわゆる医療分は53万円を介護納付金課税額、いわゆる介護分は9万円を超えることができないと法定されております。今回の改正において、地方税法施行令において基礎課税額の限度額が「53万円」から「56万円」に3万円上乘せされ、改正されることに伴いまして改正を行おうとするものでございます。

なお、課税限度額の改正は医療費の上昇、被保険者の所得の増減等に伴い応能負担の面から、被保険者間の負担の均衡を調整するため引き上げが図られており、前回の限度額の改正については、基礎課税額は平成9年度以来10年ぶりの改正であります。この改正の対象者は約100名と見込まれるところでございます。

なお、介護納付金課税額は平成18年度に「8万円」から「9万円」に引き上げられているところでございます。

第13条は、国保税の納税義務者及びその世帯に属する被保険者の所得の合計額が一定以下の場合における減額について規定したものであります。この改正は、第2条第2項の基礎課税額の限度額が56万円に改正されることに伴うものであります。先ほどと同様の理由でございます。

次に、改正条例の附則についてでございますが、19ページに返っていただき、施行期日でございますが、第1項におきまして、「平成19年4月1日から施行する。」、適用区分については、改正後の周防大島町国民健康保険税条例の規定は、「平成19年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、平成18年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。」としております。

以上で補足説明を終わりますが、何とぞ慎重なる御審議の上、御承認を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

議長（新山 玄雄君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） いわゆる国保世帯の状況について、どうとらえているのかという点で質疑をします。実際的に先ほど補足説明があったように、国民健康保険の一つの徴収基準から4つの論立てで、いわゆる徴収されます。

そういう中で、周防大島町で、いわゆるどう見ているのかという点で、いわゆる所得割部分が高額で、最高にいったらというふうに見とるのか、各それぞれ特徴あると思うんです。一概にくれないけど、実際的にいわゆる加入者数が多い一つの要因、そして、もう一つは、資産が多い、これが一つの要因ですね。

そういう格好の中で、最高額に達する部分について大体どういう、いわゆる所得が多くて実際最高というところへいっているのかどうなのか、どうとらえちよるのか、実際的にとらえちよる部

分があればちょっと報告求めたいというふうに思います。

議長（新山 玄雄君） 橋本税務課長。

税務課長（橋本 澄夫君） 国保税の課税方式につきましては、周防大島町におきましては第一方式ということで、4つの課税総額、課税を合算するという方式でございます。限度額を超えております世帯は197世帯でございます。これにつきましては所得割の所得に関しての割9.5%でございますけれども、医療分につきましては7.9%でございますが、これの影響によるものがほとんどであると考えております。

議長（新山 玄雄君） ほかに質疑はありませんか。浜戸議員。

議員（6番 浜戸 信充君） 先ほどの説明で100人というふうにおっしゃいましたが、これは率で言うたら何%。

議長（新山 玄雄君） 橋本税務課長。

税務課長（橋本 澄夫君） 大変失礼しました。国保の世帯数が7,890、7,900ということでございます。そのうちの約100世帯ということで御理解いただきたいと思っております。

議員（6番 浜戸 信充君） はい。

議長（新山 玄雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 先ほど補足説明等で、いわゆるこの制度に対する一つの理解ということで補足説明がありました。実際的にかなり国保の特別会計は非常に厳しいというのは私も認識はあります。

しかし、その厳しさの原因をやっぱりきちっととらえちょかんにやいけんということで、改めて討論しちょきたいというふうに思います。もともと国民健康保険にかかわる制度の出発は、やっぱり一つは、職を持たない、いわゆる人が多く加入するという一つの性格、それは高齢者が多い。また、所得が、実際的に仕事がないという方が加入する制度というのが一つの特徴です。それで、全体として低所得の方が加入するというのも一つの特徴があります。

そういう中で、何でこれだけ国保会計、いわゆる厳しくなっているかということ、やはりこれは国の負担割合の変更が大きいんだということを再度述べたいと思います。もともと医療費に対する国の負担割合45%でした。それを一気に7%以上引き下げる。そこを、いわゆる引き下げた部分をどこが負担するかといえば地方財政と住民、ですから、実際的には制度上はそこに厳しさがあるんだと、財政上厳しさがあるんだという点であります。

もう一点、大事な点はこの間、昨年一気に各4項目にわたるすべてにおいて負担増が行われた

ので、実際的にはかなりの負担、例えば、1世帯で2万円の負担増といったらこれは大変な状況なんですよ。その上で、今度は最高額、いわゆる最高額を引き上げることになれば、介護分と合わせたらちょっとあれですが、65万円余りになるんじゃないだろうかというふうを考えられます。そうすると、実際的にはそれほど所得がなかったも加入者が多いという中で、かなりの影響が出る。これが地方税法の改悪と相まって国保会計は大変な状況になる。国保会計も国保世帯も大変な状況が発生するんだという点があるんです。

ですから、もともとこういうひずみをなくそうとすれば、抜本的には医療費にかかわる国の負担割合をやっぴりもとに戻すことなしには、今の国保の厳しい現状は、いわゆる単なる引き上げというまずさだけでは是正できないというところまで実は来とるんだということを明らかにして、今回のいわゆる最高額の上限額の引き上げ、これについては反対の立場を明らかにしちよきたいというふうに思います。

以上です。

議長（新山 玄雄君） 次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） ないようでありますので、討論を終結します。

これより採決を行います。起立による採決を行います。議案第5号周防大島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて、原案のとおり承認することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立多数であります。よって、本案は承認することに決定いたしました。

日程第10．議案第6号

議長（新山 玄雄君） 日程第10、議案第6号平成18年度油田地区広域漁港整備工事の請負変更契約の締結についてを上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。椎木副町長。

副町長（椎木 巧君） 議案第6号平成18年度油田地区広域漁港整備工事の請負変更契約の締結につきまして、補足説明を申し上げます。

本案は、平成18年3月23日にユタカ工業株式会社と契約を締結し、明許繰越の承認を受けております平成18年度油田地区広域漁港整備工事について、請負代金の増額をする請負変更契約を締結しようとするものでございます。

本工事では、防波堤が65メートルの基礎工及び本体工、被覆工等を施工することといたしておりますが、基礎工部分のさらなる安定を図るため、被覆ブロック等の制作、据えつけ個数を増量するというものでございまして、この変更に伴いまして請負代金を増額するという必要が生じてまいりました。したがって、原契約1億1,235万円を915万6,000円増額いたしました1億2,150万6,000円の請負変更契約を締結しようとするものでございます。

補足説明を終わりますが、何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

議長（新山 玄雄君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 今回の変更契約が65メートルにわたり、いわゆるより強度と申しますか、よりいわゆるどう申しますか、安全な方策にするため、安全なものにするためという言い方が正しいかわかりませんが、実際的にはそういう補足説明がありました。

具体的に再度聞いておきたいんですが、ほいじゃ当初から計画しちよった部分と実際的にどう違うのか、だから、どうより安全になるのかという部分についてはそれはそれなりの、例えば、明らかにすべき内容が必要ではないかというふうに思うんです。実際的に予算的にはそれはいろんな角度の中から変更が起こることはあります。今回の場合、具体的にどうなのか、より安全で強度なものという言い方のものなのか、それともメートル数が当初計画したメートル数よりは若干ふえて、その分が随意分としてふえるということなのか、全然違うと思うんです。ほいじゃけえ、ちょっと補足説明を求めたいというふうに思います。

議長（新山 玄雄君） 岡村産業建設部長。

産業建設部長（岡村 春雄君） 今回の基礎工65メートルの延長増幅でございますが、これについては工法的に強固なものというのではございません。入札剰余金が出ましたので、それをさらに充当するという事で基礎工を延長するものでございます。それによりまして施工上は安定的なものが考慮されますので、これにつきましては次の年度の装着等で、またその辺は途中手戻りがないようにしていこうと考えております。

議長（新山 玄雄君） 広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 実際的に端的に言われたとおり、実際的に本来なら翌年度にいく部分をいわゆる本年度分としてやりたいということなんよね。ほいじゃけえ、安全部分については、基礎工部分については、いわゆる来年度部分を先にやるという考え方だろうと思うんですよ。ほいじゃけえ、そのための変更ということによろしいか。

ただ、そうすると、工事発注等がどうなるのかという側面ももう一つは起こってくるのではないかというふうに思うんで、その辺は私は危惧する部分として指摘しちよきたいというふうに思

います。

議長（新山 玄雄君） いいですね、答弁。ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。議案第6号平成18年度油田地区広域漁港整備工事の請負変更契約の締結について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。進みます。

日程第11・議案第7号

議長（新山 玄雄君） 日程第11、議案第7号平成18年度白木地区広域漁港整備工事第2工区の請負変更契約の締結についてを上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。椎木副町長。

副町長（椎木 巧君） 議案第7号平成18年度白木地区広域漁港整備工事第2工区の請負変更契約の締結につきまして、補足説明を申し上げます。

本案は、平成19年3月8日に白木産業株式会社と契約を締結し、明許繰越の承認を受けまして、平成18年度白木地区広域漁港整備工事第2工区について請負代金の増額をする請負変更契約を締結しようとするものでございます。

本工事では、防波堤40メートルの基礎工及び本体工を施工することといたしておりますが、防波堤の全面に設置する消波ブロックにつきましては、既設ブロックの再利用が可能であることから、本体工施工前に既設ブロックを防波堤の外側に移設する必要性が生じてまいりました。基礎工の増嵩分とあわせまして変更するもので、この変更に伴いまして請負代金の増額することが必要となりました。したがって、原契約8,045万1,000円に1,056万4,050円を増額いたしました9,101万5,050円の請負変更契約を締結しようとするものでございます。何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

議長（新山 玄雄君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 先ほど副町長の補足説明の中で、実際的に基礎工部分40メートル、本体部分を40メートルにしようということと言われておりました。当初計画ですわね。

それで、この部分の延長部分に関する部分の増額分があるのかないのか、それとまた、施工方法の変更があるのかないのか、仮に施工方法の変更に伴うものであれば施工方法に伴う部分で幾らの金額の上乗せなのかという点を聞いておきたいというふうに思います。

議長（新山 玄雄君） 岡村産業建設部長。

産業建設部長（岡村 春雄君） 変更内容の主なものでございますが、本体工が40メートルのところを変更で50メートル、基礎工が40メートルのところは85メートル、被覆工につきましては延長ではございませんが、ブロックの据えつけ等が増額しております。消波工につきましては、先ほど副町長の方から補足説明がありましたように、ゼロ工から220メートル、これは本体工事の施工後では消波ブロックの再利用が、台船が入れなくなるということで、これを施工しております。この工事の増額分につきましては入札剰余金、それと、1工区と2工区部分の業者が同じ業者でございましたので、諸経費の調整をしております。この調整分を合わせたものを充当しております。

議長（新山 玄雄君） はい、いいですか。ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。議案第7号平成18年度白木地区広域漁港整備工事第2工区の請負変更契約の締結について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

先ほど広田議員の質問に対して答弁、橋本税務課長お願いいたします。

税務課長（橋本 澄夫君） 失礼いたします。先ほどの株式等の譲渡所得分につきまして、上場分の株式等にかかわるものにつきましては町民税で説明いたしましたように231万3,000円の課税を18年度にいたしております。人数にいたしましては約70名程度でございます。

日程第12・議案第8号

議長（新山 玄雄君） 日程第12、議案第8号動産の買入れについてを上程し、これを議題と

します。

補足説明を求めます。椎木副町長。

副町長（椎木 巧君） 議案第8号動産の買入れについての補足説明を申し上げます。

本町のバス路線のうち従来防長交通株式会社が運行してまいりました白木半島線が本年9月末日をもちまして中止されるため、町立城山小学校ほか2校の児童生徒を主体としたスクールバスを町営で設置し、あわせて一般住民の利用も可能になるよう交通空白地帯における町営有償運送を計画をいたしております。本件は、この町営有償運送を行うために使用する29人乗りマイクロバス2台を購入しようとするものであり、去る4月17日に町内の自動車販売業者9社の指名競争入札によりまして周防大島町大字森の山下モーターズが消費税を加えました1,968万1,452円で落札をいたしましたので、この業者と動産買入れの契約を締結しようとするものであります。

このバスは非定期的の学校行事の使用も考慮し、座席数28を確保した上、主な利用者である児童生徒や高齢者を乗務員が確認しやすいように前扉使用といたしております。さらに、高齢者等が乗りやすいように油圧により乗降口を調整する機能も備えております。また、道路運送法第79条により、国土交通大臣の行う登録を受け、通学生以外の一般利用者から料金を徴することができるよう料金箱設置や料金表の掲示等の架装も含んでおります。車両の納期につきましては、本年9月10日とし、10月1日からの運行に備え試験運転を行うことといたしております。何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますよう、よろしく願いいたします。

議長（新山 玄雄君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。平川議員。

議員（21番 平川 敏郎君） 21番、平川です。この1の買入れ物件でございますが、私、3月定例会でも総務常任委員会でたしかこの予算には車いす対応を装備した車両を考慮できないものかということで、その答えの中では十分検討するということでございました。本車両は、見る範囲ではこれは車いす対応は装備されていないように思うわけです。これは29人乗りが改造するととなると22名ですか、1名ぐらいの乗車ということで、いろいろ理由があると思います。

しかしながら、スクールバス等ですが、あってはならない不慮の事故に遭い、車いすを必要とされる方への対応は今後どのように考えられるのか、その辺について済ませません、お願いいたします。

議長（新山 玄雄君） 中野政策企画課長。

政策企画課長（中野 守雄君） お答えいたします。

議員さんよりそのような御意見、御提案をいただきまして、車いす対応について検討してまいりました。車いす使用ということになりますと座席数がかなり減少いたします。スクールバスと

して大変対応しにくいということでございまして、いろいろ検討した結果、例えば、そういう車いすのお客様、あるいは体の不自由なお客様が乗車された場合には運転手、乗務員ですが、運転手が乗りおりの補助、介助、支援をするということで、この業務委託契約にも、また、業務の仕様書にも盛り込みまして、そういう方のための十分な配慮をやってまいりたいと思っております。

以上でございます。

議長（新山 玄雄君） いいですか。平川議員。

議員（21番 平川 敏郎君） 今の世の中、ノーマライゼーションとかユニバーサルデザインとか、強く訴えられる時代でございます。ドライバーには大変重責がかかってくると思いますが、その辺のところの対応のケアを十分御指導願ったらというように思います。

以上です。

議長（新山 玄雄君） ほかに質疑はありませんか。広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） まず、今回の流れについては実際的にはJRバスが、いわゆる撤退という格好の中の流れの中で、実際的には防長バスが白木半島線から撤退、それに伴ういわゆる購入という流れについては、ある意味ではやむを得ない部分があるというふうに考えております。

しかし、今回の実際の入札状況を見て一、二、質問しちょきたいというふうに思うんですが、今回入札に当たっていわゆるメーカー指定という格好になれば、実際的に予定価格そのものが、実際的にはそれが事前公表ではなかったも、結果的には事前公表と一緒にしかなってないのではないかという点が一つです。といいますのが、契約監理課はきょうおられますかおられませんかわかりませんが、実際的に聞いちょきたいと思うんですが、事前公表をする場合と事前公表をせん場合、いわゆる入札率が大きく違うというのが実際的に感じておられるんじゃないかというふうに思われますが、今回の入札状況を見て、実際的には97回状況が起こると。そうすると、せっかくいわゆる事前公表してない予定価格が実際的には漏えいされちよる状況とほとんど酷似しちよるということになるかと思えます。

ただ、利益率の関係もありますから、特殊性がありますから、一概には言えませんが、実際的にはどうなのか。今回入札に当たって動産ですから、当然事前公表の対象外ということだったと思うんですが、この結果を見る限りにおいては決して競り寄った状況じゃないというふうに思われます。これが1点です。

それと、もう一つは、今までの入札方法の変更があったやに聞きます。といいますのが入札方法、いわゆる入札参加に対して旧町、いわゆる二社づつを行っていた部分を、いわゆるそれではどういう理由かわかりませんが、執行部のいわゆる方針によって4町で一つに一括してやるという方向に変わったというのを聞きます。それは当然透明性を高める意味からもそれはある意味で

は当然だというふうに思いますが、結果を見れば明らかにかなり厳しい状況という疑いが持たれる状況ということであります。

それで、実際的には当初から1回でそれ終わるという格好になると、よいよこれはある意味から言えば、業者さんから言えばどうだったのかなちゅうのがあります。私たち議員から見ても、実際的にはこういう入札方法をやればこういう結果になる。事前公表しなくても、結果的には同じになるということがある。この2つの側面が出てるといふふうに思いますが、指名審査会なり契約監理課なり、どういうふうにこの結果をとらえておるのか、再度聞いておきたいというふうに思います。

議長（新山 玄雄君） 平田契約監理課長。

契約監理課長（平田 好男君） 初めに、事前公表と事前公表でない場合の落札率というんですか、そういうことなんですけれども、物品の購入につきましては非常に予定価格の設定が非常に難しいわけです。それで、私どものところに来る場合は、予定価格は担当者が業者さんから見積価格をいただいた場合と商品の定価表に基づき積算した場合と、そういうものがありまして、それをもとに予定価格を設定しております関係から、必ず一度で入札が落札するであろうという考え方が一つあります。

ですから、事前公表しなくても、それよりは必ず低い価格になるんじゃないかということがありまして、予定価格の公表をしていない方がむしろ、悪い言い方もわかりませんが、落札額が高どまりしないのではないかとこの考え方で、一つは公表をしていないということがあります。

それと、もう一点、そういう関係で、今回の入札については競った方法ではないんじゃないかということなんです。私どもそこらの点につきましては、今回は町内を2つに分けて入札していたものを11社を指名して、なお競争性を高めようとしたということで、その点につきましては私たちには不明でございます。

それで、2つの質問にお答えしたと思いますが、どうぞよろしく。

議長（新山 玄雄君） 広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 例えば、購入物件のメーカー指定をすれば、例えば、今回日野なら日野ということメーカー指定しました。それで、実際的にはそれはいろんな各地を調査されて、その結果日野がえかろうという結果で、このメーカー指定があったというふうに聞いておりますが、実際的に、例えば、日野なら日野ということでメーカー指定をしまえば、いわゆる業者さん方は、いわゆる日野に対して幾らですかということ聞けば当然、いわゆる日野から町に言うた一定の金額が業者さんにそのまま流れるという弱点があるのではないかと、メーカー指定の場合ですね。ということなんです。その辺について逆の部分、例えば、よりよい商品を、

自分の求めるものを買いたいということでメーカー指定する一面、もう一面として、いわゆるメーカー指定した結果、競り合いがほとんどなくなると、いわゆる高どまりが逆に結果的には事後公表にもかかわらず、かなり高い部分での状況が発生するということにつながっちゃおらんかという危惧がするわけなんです。実際的にね。

ですから、その辺は今回かなりの立派な車だということは予測できます。業者さんに言わずと、かなり本来なら2.5台分ぐらいは買える金額ではなかろうかという見通しがあるようです。そういう格好で、実際的にはかなりの高い買い物に結果としてなったということは否めんのじゃないかというふうに思いますが、その点についてやっぱり調査の段階からかなり調査されたと思います。初めての導入ですから、周防大島町として車の購入というのは、やっぱり今後のことも考え合わせると、かなり慎重な対応が必要というふうに思いますが、結果的にはどうだったのか、ひとつ聞いておきたいというふうに思います。

議長（新山 玄雄君） 椎木副町長。

副町長（椎木 巧君） 物品の購入につきましては、先ほど契約監理課長も申し上げましたが、物品の購入についての予定価格の設定というのは非常に私たちも若干どういうふうにしたのが一番いいのかということについてはまだまだ調査する必要があると思っております。検討も必要だと思っております。今のところ、例えば、工事の積算のように標準歩掛かり表があって、それをもって予定価格を設定するというものでございませぬので、どうしても定価から、例えば、何%カットして、予定価格を設定するというものか、または各業者さんからまず見積もりをいただいて、その平均的なものとか、一番低い価格で出たものを予定価格にするとかといういろいろな方法を検討でやっておりますが、例えばの話ですが、こういう事例が起こるわけです。業者さんから予定価格 予定価格というか、見積価格をもらおうと。そしたら、Aさんはすごく真摯に私は仕事に入札参加せんにゃいけんから、かつがつのところを出しましょうと、ほんならBさんは、私はもう絶対とりたくないというところに、その人が、例えば、70%のような見積書を出してきたとします。そうした場合には、それを本当に予定価格として上げた場合には、本当にそれで落ちるのかどうかというふうな問題があるわけです。

だから、それはそれよりもむしろメーカーが出しておるちゃんとした定価価格表に対して町が、例えば、何%を掛けたものを予定価格にする方がいいのではないかという議論も当然あります。

ただし、今のところ町内でやっておる物品の購入については、そういうことまで疑うといいですか、そういうことまで危惧せずに、皆さんから見積もりとって、出てきて見積もりの一番安いところをできる予定価格に近い形から設定しておるのが事実でございます。

それと、もう一点、メーカー指定をすることについていかがかという御質問でございますが、できるだけメーカー指定しなくていいものについてまでメーカー指定をしようとは思っておりま

せん。

しかしながら、今回のスクールバス兼一般混乗をさすバスのようなものにつきましては、いろいろな仕様が若干違うわけです。そういうふうな中で、検討会の中でこれがいいということで、当然スクールバスが中心ですから、教育委員会の方にも検討いただきまして、このメーカーを指定したものでいくというのが、このバスが一番適切であるということからメーカー指定をしたということでございます。今後ともメーカー指定しなくていい、標準的なものでいいよというふうなものであれば、それは当然メーカー指定する必要はないというふうに思っております。

議長（新山 玄雄君） いいですか。ほかに質疑はありませんか。浜戸議員。

議員（6番 浜戸 信充君） 今価格というか、入札の買入れ価格の方が問題になっておりますが、一つは、やっぱり入札する場合、業者さんは今後のことも考えるわけです。それで、ちょっとお聞きするんですが、こういった今回山下さんがこうやって落札されたわけですが、これは山下さんに限らず、名前出して申しわけないですけども、落札をして今後車の場合は車検ということがありますが、今後ですね。そういった場合、車検については、車検今度車出すわけですが、そういった場合は今度入札というような方法をとるのか、それによってかなり価格が変わってくると思うんです。もう車検までそこに指定するということになれば安く落とすということもあるでしょうが、その辺ちょっとひとつお聞きしておきます。

それと、11社が指名をされて9社が入ったということですが、町内業者はまだほかにもあると思うんですが、この指名の基準といいますか、どの辺で線引きをされたのか、その2つをちょっとお聞きしておきたいと思います。

議長（新山 玄雄君） 平田契約監理課長。

契約監理課長（平田 好男君） 初めの車検の入札はいかがかということなんですけれども、私どもの方ではこの2年半は車検の入札はしておりません。どういうことか私にはわかりませんけれども、それを入札に付すということは担当課から出てきておりません。

それと、今回の指名の基準でございますけれども、まず入札参加資格審査申請書、この2月末に締め切りしましたけれども、その後、随契もしておりますが、その中の物品の購入というものがあります。その中の営業種目が車両の取引を希望しているところに、要するに、私は車両の取引を希望しておりますという方が町内に11社おられたと。ほかにもたくさんありますけれども、要するに、指名願というものが提出をしていない方まで指名をしていないというのが現実でございます。

議長（新山 玄雄君） 浜戸議員。

議員（6番 浜戸 信充君） 最初のところですが、車検についてはそこまでしてないということは、各課に任せておるといふふうにとらえていいわけですか。

議長（新山 玄雄君） 平田契約監理課長。

契約監理課長（平田 好男君） そうということです。（笑声）

議員（6番 浜戸 信充君） すると、広田議員もおっしゃってましたが、やっぱりメーカーを指定するという事は、それなりのみんなに納得できる理由が必要だと思うんですけども、ここで言える範囲といいますか、やっぱり日野に決めたという、ほかとはどこが違うというのをちょっと説明してほしいと思いますけど。

議長（新山 玄雄君） 中野政策企画課長。

政策企画課長（中野 守雄君） お答えいたします。

メーカー、日野ということでございますが、まずいろんなところ、同じような形態の町有バス走ってるとこの視察をしてまいりました。今回日野に決めたいいろんな決め手があるわけですが、まず前乗り前降り、いわゆる前扉の車両にしたいということでございます。というのが白木半島線、大変、以前もお話しましたように乗車の人数が少ないということでございます。今回は整理券等も経費もかかるので、ほかの視察地も整理券なんか出してないということで、そういう方向でいこうという場合であれば、やっぱり前乗り前降りがいいだろうということであれば前扉と。それで、運転手が乗った方を確認し、おりるときも確認できるというようなことで、前扉でいきますと、やはり日野しかなかったということでございます。

それと、もう一点、日野のこの分であれば、いわゆる車高が50ミリほど下げることができます。なおかつ最初のステップが60ミリ、これは手動で上げ下げできます。ですから、そういうもの、もろもろで勘案して日野のメーカーにしたということでございます。

以上でございます。

議長（新山 玄雄君） ほかに質疑はありませんか。田中議員。

議員（22番 田中隆太郎君） 定価があれば調べておると思うので、定価は何ぼうか。

議長（新山 玄雄君） 中野政策企画課長。

政策企画課長（中野 守雄君） お答えします。

このたび予定価格を決める際に何社かから見積もりをとりました。定価と言いますと何ですが、そういう中の一番低いところの価格を予定価格に、若干の調整はしましたが、ということでございます。

議員（22番 田中隆太郎君） 違うと思う。定価があれば調べちよると思うんですが、定価を。

議長（新山 玄雄君） 中野政策企画課長。

政策企画課長（中野 守雄君） お答えします。本体1台が764万円です。これに特別仕様をいろいろつけますが、この仕様が275万円と、あとはもろもろの諸費用ということでございます。

以上です。

議長（新山 玄雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。議案第 8 号動産の買入れについて、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

・ ・

議長（新山 玄雄君） 以上をもちまして、本臨時会に付議された案件の審議は全部議了いたしました。

これにて平成 19 年第 2 回周防大島町議会臨時会を閉会いたします。

事務局長（坂本 薫君） 御起立願います。一同、礼。

議長（新山 玄雄君） どうも御苦労さんでした。

午前11時04分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 長 新山 玄雄

署名議員 田中隆太郎

署名議員 尾元 武

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員